

答申書

1 審査会の結論

審査請求人 ○○ ○○（以下「審査請求人」という。）が平成29年9月28日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人

処分庁（山形県知事）による特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分（平成29年8月15日付け特別児童扶養手当有期再認定請求却下通知書によるもの。）及び特別児童扶養手当資格喪失処分（平成29年8月16日付け特別児童扶養手当資格喪失通知書によるもの。）（以下、まとめて「本件処分」という。）に不服がある。

支給対象児童の障害はなくなるものではなく、一生涯過ごしていくものであり、当該児童と関わる人たちとのトラブルや児童本人の不安など日々生活するうえで苦痛なことが多いなど、対象児童の特徴やこれまでの様子等から、対象児童の障害は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に定める障害の状態に該当する。また、学校などでためたストレスを家庭で発散する傾向が強く家族の疲弊を招いている。

(2) 審査庁

審理員意見書にあるとおり、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

(1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見書の理由

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）別表第3に定める障害の状態に該当するか否かについて

本件処分に係る特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書1」という。）では、対象児童の状態について、問題行動は怠薬などにより時に悪化することはあるものの薬物療法により症状は大きく軽減しており、日常生活能力の程度においても概ね自立していると診断されている。そのため、対象児童の障害が「特別児童扶養手当

等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」(昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)における認定基準に該当しないと認められ、令別表第3に定める障害の状態にないと解される。

審査請求人は、反論書において補足した特別児童扶養手当認定診断書(以下「診断書2」という。)を付して対象児童の状態が法に定める障害の状態に該当する旨を主張する。しかしながら、局長通知で規定している障害認定審査医(以下「障害認定審査医」という。)が診断書2を審査したところ、治療により障害が改善している点や日常生活能力の程度に変わりはないため、対象児童の障害が局長通知の認定基準に該当しないと認められ、令別表第3に定める障害の状態にないと回答であった。よって、診断書2によっても令別表第3に定める障害の状態にはないと解される。

イ その他

本件処分は障害認定審査医による医学的な判断の基に行われた処分であり、処分庁は審査請求人に対して、特別児童扶養手当再認定請求却下通知書を交付している。さらに、特別児童扶養手当の支給要件である障害の状態が認められなくなったことにより、特別児童扶養手当資格喪失通知書も交付しており、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり何ら違法又は不当な点は存在しない。

4 調査審議の経過

平成29年 12月 5日 審査庁からの諮問の受付
同年 12月 11日 調査審議

5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、局長通知の認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に判定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて障害認定審査医が行った審査結果を受けて、処分庁が処分を行うこととなる。

また、局長通知における発達障害の認定基準では、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行うこととされている。

対象児童の過去の認定については、障害認定審査医の審査結果により、本件処分以前には発達障害2級の判定を受けていたことが確認された。

診断書1をみると、対象児童は、発達障害に係る薬物療法及び精神療法の治療を受けてきた治療歴が確認された。そして、平成29年6月29日時点の現症について、発達障害関連症状については「正しい行動を考え、論理的に行動するソーシャルスキルが身につくトラブルが減少してきている」、日常生活能力の程度については7項目のうち5項目が「自立」、危険物については「大体わかる」とされ、「服薬により日常生活

能力も向上している」と診断されている。また、問題行動及び習癖については怠薬などにより時に悪化することはあるものの薬物療法により症状は大きく軽減していると診断されていることも認められる。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、障害認定審査医が診断書1をもとに対象児童の障害の程度について局長通知の認定基準には該当せず令別表第3に定める障害の状態には該当しないとした医学的な判定と、それを受けて本件処分を行った処分庁の判断には、違法又は不当な点があるとは認められない。

審査請求人は診断書2を付して提出した反論書において対象児童の特徴やこれまでの様子等や学校などでためたストレスを家庭で発散する傾向が強く家族の疲弊を招いていることを主張するが、障害認定審査医が、診断書2を審査してもなお治療により障害が改善している点や日常生活能力の程度に変わりはないため、対象児童の障害は局長通知の認定基準に該当しないという判断に変更はないとしたことは、ことさら不合理であるとはいえない。

また、処分庁は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第18条に基づいて、受給資格がないと認めたことについて、特別児童扶養手当有期再認定請求却下通知書を審査請求人に交付し、さらに、同規則第24条に基づき、特別児童扶養手当の支給要件である障害の状態が認められなくなったことについて、特別児童扶養手当資格喪失通知書も交付しており、手続上も違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当であると判断する。

山形県行政不服審査会

水 上 進（会長）

齋 藤 哲 也

津 川 恵美子

渡 辺 麻 里